

「細則 2-5 営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準」の解説

令和元年総務省令第 67 号の法令改正及び令和 2 年国通知により、給油取扱所において、火災予防上の危険がある場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務を行うことが認められました。

当該法令改正及び国通知により、屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所は、屋外における物品販売等の業務計画等である細則 2-5 を定める必要があります。

関係通知：【令和 2. 3. 27 消防危 88】

細則 2-5 営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所
------------	---------------------------

第 1 総則

当所の営業時間内における屋外での物品販売等の業務は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う場合の基準」に基づき行うものとする。

第 2 営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う場合の基準

- 1 屋外で物品販売等を行う場所は、車両導入路を含む給油空地等を避け、火災時の顧客の避難経路等を考慮して決めるものとする。
- 2 火災時における顧客の避難経路や避難誘導体制等について事前に計画を策定するものとする。
- 3 物品販売等に伴い、裸火等の器具は使用しないものとする。また、取り扱う危険物の蒸気が漏れ又は滞留するおそれのある場所で使用する電気設備は、防爆構造とする。
- 4 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないものとする。
- 5 物品販売等を行う場所の人や車両の動線は、地盤面上に表示するか、ロープ等を用いて明確にするものとする。
- 6 物品販売等の業務を行う場所を定め、あらかじめ当該場所を白線等で明示するものとする。

7 その他

- (1) 二方が開放されていない屋内給油取扱所において物品販売等を行う場合は、1 で定める場所のほか、危政令第 17 条第 2 項第 9 号に定める通風及び避難のための空地を避けるものとする。
- (2) レンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示等する場合は、次の場所を避けるものとする。
 - ア 給油空地及び注油空地
 - イ 給油空地への車両導入路
 - ウ 専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分
 - エ 専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5 m 以内の部分
 - オ 危政令第 17 条第 2 項第 9 号に定める通風及び避難のための空地
- (3) 自動車以外の物品を展示等する場合は、ア及びイの場所を努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに荷卸し作業時に物品を移動させるものとする。
 - ア 専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分

自動車以外の物品を展示等する場合は、(3) の内容を予防規程に定めてください。

物品販売等の業務とは、危規則第 40 条の 3 の 6 第 1 項（* 1 参照）に規定する業務です。

営業時間外にのみ、販売等の業務を行う場合は、当該細則の作成は不要です。細則 2-6 を作成してください。

「取り扱う危険物の蒸気が漏れ又は滞留するおそれのある場所」は、固定給油設備、通気管等の周囲等が該当します。

詳細については、管轄の消防署までお問い合わせください。

「防爆構造」は、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）（* 2 参照）等に適合するものです。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

二方が開放されていない屋内給油取扱所において物品販売等を行う場合は、(1) の内容を予防規程に定めてください。

なお、「二方が開放されていない屋内給油取扱所」とは、危規則第 25 条の 8（* 3 参照）又は危規則第 25 条の 9（* 4 参照）を適用する屋内給油取扱所のことです。

「危政令第 17 条第 2 項第 9 号（* 5 参照）に定める通風及び避難のための空地」とは、危規則第 25 条の 8（* 6 参照）に定める空地のことであり、地盤面に「駐停車禁止」と黄色の文字で表示されています。（以下同じ。）

当所内でレンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示等する場合は、(2) の内容を予防規程に定めてください。

* 1 危規則第 40 条の 3 の 6 第 1 項（e-Gov 法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_40_3_6

* 2 電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号）（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=74038000&dataType=0&pageNo=1

- * 3 危規則第 25 条の 8 (e - G o v 法令検索)
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_25_8
- * 4 危規則第 25 条の 9 (e - G o v 法令検索)
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_25_9
- * 5 危政令第 17 条第 2 項第 9 号 (e - G o v 法令検索)
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334C00000000306#Mp-At_17
- * 6 危規則第 25 条の 8 (e - G o v 法令検索)
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055#Mp-At_25_8

イ 専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5 m 以内の部分

(4) 防火塀の周辺に物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないものとする。

防火塀の周辺に物品を展示等する場合は、(4) の内容を予防規程に定めてください。